

多賀城西部線の道路運送法第 4 条運行への移行

(※平成 26 年第 1 回多賀城市公共交通会議資料)

1. 多賀城西部線の当初の運行目的

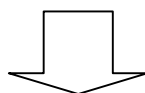
- 多賀城西部線は、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、被災者及び自家用車や運転免許を保有していない交通弱者の移動手段を確保するために、仮設住宅、スーパーマーケット、病院、公共施設、鉄道駅などを経由する循環バスとして、平成 23 年 12 月 1 日より試験運行を開始し、現在まで運行を続けている。
- 試験的に運行している路線のため、道路運送法第 21 条により多賀城市が運営主体となり、株式会社仙塩交通に委託し、国からの補助金（特定被災地域公共交通調査事業）を活用して運行している。

2. 第 4 条運行への移行理由

- 基本的に路線バスは、道路運送法第 4 条による運行でなければならないが、前項のとおり、被災者や交通弱者の移動手段を確保する目的から臨時的に運行するため、道路運送法第 21 条により貸切バス事業者による試験運行を行ってきた。
- 多賀城西部線の利用状況の推移のとおり、利用者数は増加傾向にあり、当初の被災者や交通弱者の移動手段を確保するという目的が達成されており、西部地区の住民に定着しつつある。
- よって、試験運行から本格運行に切り替えるため、道路運送法第 4 条により乗合バス事業者による本格運行に移行することとした。

○道路運送法第 21 条（貸切バス事業者による試験運行）

- 災害、その他緊急時の他、一般乗合旅客自動車運送事業によることが困難な場合で、一時的な需要のために国土交通大臣の認可を受けて地域・期間を限定して行う場合しか乗合旅客の運行をしてはならない。



○道路運送法第 4 条（乗合バス事業者による本格運行）

- 一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- ※路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客を運送する事業者が、国土交通大臣の許可を得て運行するバスでいわゆる路線バスを指している。

3. 第 4 条運行への移行による変更点

- バスを利用するにあたり、特に変更点はない。なお、多賀城市からの補助は継続されるものの、法的な運営主体と運行主体は交通事業者になることで、民間ならではの工夫や発想によるサービス向上が期待できる。

4. 公共交通会議における審議事項

- ・以下の内容に基づき、平成 27 年 4 月から多賀城西部線について、21 条運行から 4 条運行に切り替えた運行を開始することを予定としている。

審議項目	4 条運行による運行内容
①運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・現在と同様に路線定期運行とする。 (路線定期運行とは、路線設定にかかる起終点及び停留所の時刻設定が定時)
②事業計画・ 運行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・運行路線は、現在と同様とし、多賀城駅から西部地区を循環し、起終点も同様とする。 ・運行時刻は、現在と同様とし、現在の時刻表に沿って、1 日あたり 12 便運行する。 ・バス停留所の名称と位置は、現在と同様とする。
③運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃は、現在と同様とし、一律 200 円とする。 ・また、現在、実施している回数券とフリーパスの企画乗車券も継続する。
④バス車両	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車両は、現在の乗車定員 11 人以上のバス車両で運行する。
⑤最低車両数	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は営業所ごと 5 台+予備 1 台と定められているが、多賀城西部線は短距離の路線であり、1 台で循環して運行している。よって、1 台+予備 1 台の最低車両数で運行する。 <p>※公共交通会議の合意により緩和が可能</p>
⑥車両併用	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は併用不可と定められているが、その他の交通需要により車両を活用することを検討する。 <p>※公共交通会議の合意により緩和が可能</p>

(※平成27年4月28日報告文書)

市公第127号

平成27年4月28日

多賀城市公共交通会議 委員各位

多賀城市長 菊地 健次郎

平成27年度の多賀城西部線に係る運行形態について（報告）

陽春の候、委員の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから市政全般にわたり格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成26年11月7日に開催した平成26年度第1回多賀城市公共交通会議にて御了承をいただきました「多賀城西部線の道路運送法第4条運行への移行」について、平成27年4月より運行形態を道路運送法第21条から同法第4条に移行して運行を行う予定としておりましたが、手続上の都合により平成27年4月以降も同法第21条での試験運行を継続することとしましたので報告いたします。

運行内容は以前と変わらず、フリーパス・回数券の企画乗車券も継続して販売しておりますので、利用者の方への影響はございません。

本来であれば、委員の皆様には公共交通会議の場にて報告すべきことではございますが、早急に各種申請手続き等を行う必要があったことから、書面による事後報告とさせていただきますことを御了承ください。

本件に伴い、多賀城市公共交通ネットワーク計画についても一部変更となるため、本年度に開催する多賀城市公共交通会議の場で御説明させていただきますが、会議の開催につきましては、改めて御案内させていただきます。

多賀城市のより良い公共交通環境を実現するため、委員の皆様には今後とも本市交通行政に御協力をお願い申し上げます。

担当：市長公室行政経営担当 北村 電話：022-368-1141（内線：214） FAX：022-368-8104 Mail：kaikaku@city.tagajo.miyagi.jp
